ロ　その本店所在地国においてその役員又は使用人が外国金融機関の経営管理及び前号又は次号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社の経営管理を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

ハ　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合が百分の七十五を超えること。

(1)　その有する外国金融機関の株式等並びに前号及び次号に掲げる部分対象外国関係会社の株式等の帳簿価額の合計額

(2)　その総資産の帳簿価額から外国金融機関並びに前号及び次号に掲げる部分対象外国関係会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額

三　次に掲げる要件の全てに該当する部分対象外国関係会社（一又は二以上の外国金融機関の株式等を有するものに限るものとし、前二号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社を除く。）

イ　その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関の経営管理等及び前二号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。以下この号において同じ。）の経営管理等を行つていること。

ロ　その本店所在地国においてその役員又は使用人が外国金融機関の経営管理及び前二号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社の経営管理を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

ハ　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合が百分の七十五を超えること。

(1)　その有する外国金融機関の株式等及び前二号に掲げる部分対象外国関係会社の株式等の帳簿価額の合計額

(2)　その総資産の帳簿価額から外国金融機関及び前二号に掲げる部分対象外国関係会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額

2　前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の内国法人の部分対象外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合（当該一の内国法人の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一の内国法人の当該部分対象外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合（当該一の内国法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

3　第三十九条の十四第三項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、同条第三項中「外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同項第一号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「内国法人等」とあるのは「一の内国法人」と、「いい、当該発行法人と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零とする」とあるのは「いう」と、同項第二号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「内国法人等」とあるのは「一の内国法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の十七の二の見出し中「特定外国子会社等の」を削り、同条第一項中「第六十六条の六第四項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」に、「同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）を「部分対象外国関係会社（同条第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この条（第八項第三号を除く。）において同じ。）に、「第六十六条の六第四項に」を「第六十六条の六第六項に」に改め、「当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに」を削り、「有する当該特定外国子会社等の第三十九条の十六第二項第一号」を「当該部分対象外国関係会社に係る第三十九条の十四第二項第一号」に、「請求権勘案保有株式等の占める割合」を「当該部分対象外国関係会社に係る算割合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十六条の六第六項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、部分対象外国関係会社が同号イ又はロに掲げる法人から受ける剰余金の配当等（同号に規定する剰余金の配当等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の全部又は一部が当該法人の本店所在地国の法令において当該法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合におけるその受ける剰余金の配当等の額とする。

第三十九条の十七の二第三項中「第六十六条の六第四項第一号に規定する政令」を「第六十六条の六第六項第一号に規定する政令」に、「、特定外国子会社等」を「、部分対象外国関係会社」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「法第六十六条の六第四項第一号」を「剰余金の配当等の額（法第六十六条の六第六項第一号」に、「に係る」を「をいう。）に係る」に改め、同条第四項から第八項までを次のように改める。

4　法第六十六条の六第六項第一号イに規定する政令で定める要件は、他の法人の発行済株式等のうちに部分対象外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該他の法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該部分対象外国関係会社が保有している当該株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該部分対象外国関係会社が当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日（当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。）以前六月以上（当該他の法人が当該確定する日以前六月以内に設立された法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで）継続していることとする。

5　法第六十六条の六第六項第一号ロに規定する政令で定める外国法人は、租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（当該締約国又は締約者に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域を含む。）内に同号ロに規定する化石燃料を採取する場所を有する外国法人とする。

6　第四項の規定は、法第六十六条の六第六項第一号ロに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第四項中「他の法人」とあるのは「他の外国法人」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と読み替えるものとする。

7　法第六十六条の六第六項第二号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行つたことにより受けるべき対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額を除く。）とする。

8　法第六十六条の六第六項第二号に規定する政令で定める利子の額は、次に掲げる利子（前項に規定する支払を受ける利子に準ずるものを含む。以下この項において同じ。）の額とする。

一　割賦販売等（割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに相当するものをいう。以下この号において同じ。）を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人が割賦販売等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う割賦販売等から生ずる利子の額

二　部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。以下この号において同じ。）がその関連者等（次に掲げる者をいう。次号において同じ。）に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額

イ　当該部分対象外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号に掲げる者